移動等円滑化取組報告書 (バスターミナル)

(令和 5 年度)

広島市中区基町6番27号 株式会社広島バスセンター 代表取締役社長 及川 享

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバス ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況		
視覚障害者誘導用ブロック	施設内にある視覚障碍者誘導ブロックについて、定期的に 点検を実施し補修、改修を行う。 (継続)	定期的に点検を行った。		

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
		計画どおり実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況	
職員等による障 害者支援の案内 及び介助・誘導	職員への講習(研修)を実施し、警備員、バス事業者と連携し、適切な介助・誘導に努める。	計画どおり実施した。	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	高齢者、障害者等が必要となるサインやHPによる情報の 充実を図る。(継続)	計画どおり実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況	
接遇に関する習の実施	構職員に対して、国土交通省作成の「接遇研修モデルプログラム」 (バス編) 等を活用し講習を行う。 (継続)	計画どおり実施した。	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲示等 による利用者へ の周知	高齢者障害者等用施設等の適正利用促進のためのポスター 掲示や放送等を通じて利用者への周知に努める。	計画どおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況

ホームページや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、ターミナルに乗り入れるバス事業者とも共有し、取り組み改善に活用した。 乗入バス事業者と会議等の場を通じて、利用者への情報提供等について意見交換を行った。

(3)	報告書の公表方法	Ę
١	\cdot	/		_

白	社ホー	ムペー	ジで公表	1.7-

(4))その他			

(令和6年3月31日現在)

	[、] スターミナルの 称		たりの 利用者 数	公通等化省合無 文動滑準適有	の対応				対応型 便所の		への対 応	
広	島バスセンター	広島県 広島市	33,000		0	20	0	0	0	×	0	20
	(合計) 計 ターミナル				1	20	1	1	1		1	20

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	0
(2)	過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第7号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計) には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は─印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロック その他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、(合計)にはその合計数を記入すること。
 - 10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。